

＝いじめ防止基本方針＝

1. いじめ問題に関する基本約な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒に対して、当該生徒以外の本校の生徒等、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれにされたり、集団により無視されたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめに関する基本認識

- ・すべての生徒、教職員及び保護者が「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持つとともに、いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに全力を尽くすものとする。
- ・いじめが発覚した場合にはいじめられている生徒を守り通し、いじめる生徒に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・開かれた学校、風通しのよい学校にするために、保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努める。

2. いじめの未然防止

(1) 通信制における未然防止に対する考え方

スクーリング時に、「ふざけ」や「からかい」からいじめに発展する前にその芽を摘みとることが重要である。

また、スクーリング以外では主にスマートフォンでのラインやブログ等でいじめを受けるケースを考えなければならない。

(2) 未然防止のための取り組み

①スクーリング時の枚内巡視の実施

生徒の実態把握のため休み時間に枚内巡視を行い、その情報を教員が共有する。

また、教員が巡回することにより、「ふざけ」や「からかい」等の軽率な行動に対する抑止効果を狙う。

②教員研修

いじめの調査結果をもとに、ケーススタディなどの教員研修を行い、いじめの対象になりやすい生徒を未然に察知する能力を身につける。

③気になる生徒に係る情報の共有

ホーム担任はスクーリングに出席しなくなる、報告課題が滞るなど気になる点がある生徒の家庭と連絡を取り生徒の様子を開き、場合によってはいじめの可能性がないか確認したうえで、必要に応じていじめ対策委員会に諮る。

④生命や人種を尊重する豊かな心の涵養

各教科、ホームルーム、総合的な学習の時間において、生命や人種尊重のための学習に取り組む。

⑤相談しやすい環境づくり

生徒や保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに心がけるとともに、相談室や保健室との連携を図り、生徒の体調面・精神面の変化に留意する。

⑥保護者や地域への働きかけ

学校ホームページに基本方針を掲載し、保護者や地域に公開することで本校の取り組みを理解してもらう。

3. いじめの早期発見

〈1〉 いじめ発見のきっかけ

①いじめのアンケート

年1回無記名にて11月実施。

②個人面談

ホーム担任による個人面談を実施し、悩みや不安について聞き取る。年間2回、必要に応じて数回行う中で、生徒の変化を見逃がさないようにする。

③スクーリング時の校内巡視

生徒の実態を見つめ、「いじめ」に繋がるような言動がないか注意する。

④生徒本人や保護者からの訴え

ホーム担任、保健室においては、生徒が相談しやすい体制を整えておく。
また、機会をとらえて保護者と情報交換を密にする。

⑤外部からの情報

他校や行政機関、地域の方々との情報交換を通して「いじめ」に繋がるような行動がないか検証する。

〈2〉 早期発見のための方策

①スクーリング時における気になる生徒の様子について、教員間での情報の共有

授業や休憩時間などの生徒の変化を察知するように努め、気づいたことはメモ等に記録し、必要に応じてその情報を関係者に連絡する。

②いじめのアンケートや個人面談による実態把握

いじめられている、いじめられたことがあるという訴えがあった場合、早急に当該生徒から事情を開くなど実態の把握に努める。

③相談電話の活用

生徒に対し、相談ダイヤルなどを利用することを周知する。

④保護者アンケート等による情報

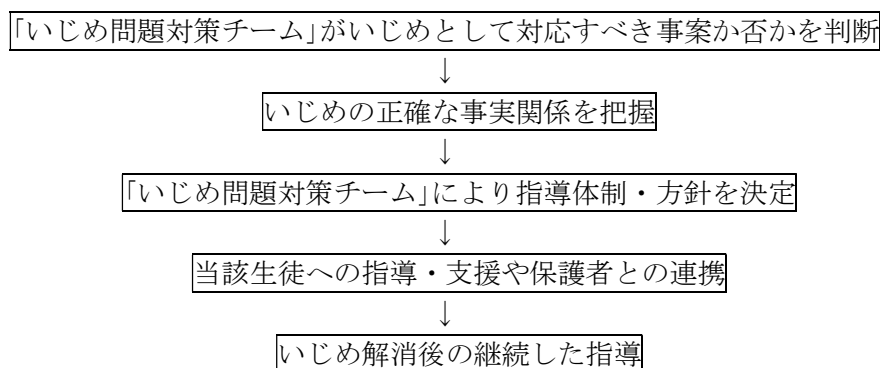
保護者や地域の方々からの情報を収集し、生徒の様子に変化がないか、「いじめ」に繋がるような言動がないかなど生徒の実態を把握する。

⑤暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合の対処

他の教職員の応援を求めるなどして、速やかに事態を制止することを最優先とする。その後、何が起こったのか事情を把握する。

4. いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的流れ



(2)いじめが起こった場合の対応

①いじめられた生徒に対して

- ・つらい気持ちを受け入れ、共感し、心の安定を図り、必ず解決することを伝える。
また、自尊感情を高めるようにする。
- ・保護者に事実関係を直接伝えるとともに、学枚の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
また、家庭での生徒の変化について些細なことでも相談してもらえるようにする。

②いじめた生徒に対して

- ・気持ちや状況を聞き、生徒の背景にも目を向ける。教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめられる方の気持ちを認識させる。
- ・保護者に事実関係を説明し、事の重大さを認識してもらう。生徒の変容を図るために保護者とともに今後の関わり方等を考える。

③周りの生徒に対して

当事者のみの問題でなく、学校全体の問題として捉え、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
また、見て見ぬふりやはやし立てる行為は、いじめを肯定していることになることを理解させる。

5. ネット上のいじめへの対応

(1)未然防止の取り組み

メール等による「からかい」や「いやがらせ」があった場合に、「いじめ」に発展しないようにするための方策として以下の取り組みを行う。

①ホーム担任による生徒観察と聞き取り

スクーリング時にホーム担任は、ネットトラブルに関する愁訴の有無を把握するように努め、トラブルの原因を作らないための指導を心がける。直接的ではなく間接的に書き込みをし、発信者が特定できない場合も多いので、もし気になるメール等があった場合はすみやかに相談するように徹底する。

②LH や集会等における生徒への指導

パソコンやスマートフォン、携帯電話による SNS への書き込みが原因で思わぬトラブルを招きやすい現状や、明らかな誹謗中傷は犯罪行為であるという認識を生徒に理解させるために、LH や集会等で指導したり、外部講師による講習会等を開催したりする。

③保護者に対する啓発

保護者懇談会を通じて、ネットトラブルやスマートフォン依存に関する認識を深め、家庭内でのルール作りを行うよう勧める。また、家庭での生徒の様子から、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づいた場合は、学枚や関係機関に相談するようにしてもらう。

④ネットパトロール

教育委員会が実施している「ネットパトロール」と連携し、気になる書き込み等があった場合には、早急に情報を共有するなどして実態を把握する。

(2)早期発見・早期対応のためには

いじめに繋がるような書き込み等があり、生徒や保護者から訴えがあった場合は、速やかに事実関係を把握するとともに、書き込みや画像の削除等の具体的な対応方法を助言する。学枚や保護者だけでは解決が困難な場合、警察等の専門機関と連携し解決にあたる。

6. 重大事態への対応

(1)重大事態の発生報告

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、速やかに教育委員会に報告する。

(2)調査機関の設置

いじめ問題対策チーム及び第三者の参加する調査組織を設置し、調査の公平性・中立性を確保する。

(3)事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を調査する。ただし、因果関係の特定を急ぐことはしない。

(4)生徒及び保護者に対する迅速な情報提供

調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で、経過報告も含めた形で提供する。

(5)調査結果を教育委員会に報告

生徒や保護者が希望する場合は、当該生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(6)調査結果を踏まえた必要な措置

各専門機関と連携して必要な措置を講ずる。

7. いじめ問題対策チーム

(1)構成

校長、教頭、生徒・図書課主任、保健課主任、学年主任、養護教諭、当該生徒のホーム担任で組織を設置する。必要に応じて、関係機関の専門家を参集する。

(2) 概要

いじめ問題対策チームは、本基本方針に定められたことを実行する際の中核を担い、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための枚内研修や、教育課程に位置づけられている取り組みの企画や実施、さらには計画どおり進んでいるかどうかのチェックや有効性の検証、基本方針の見直しを行うものとする。

なお、見直しの際には保護者や地域を含めた方針になるように、保護者や学校評議員、関係機関の方からの意見を積極的に取り入れるよう留意するものとする。

・備考

○令和7年度において、いじめの認知はありませんでした。